

- 《中华人民共和国海关办理违反海关监管规定案件货物、物品价值计核办法（征求意见稿）》征求意见..... 8
- 11 项机制保障长三角检验检疫大通关..... 8
- 《反垄断法》实施的相关资讯..... 9
- 简析上海市跨国公司地区总部的政策变化 9

- 「中華人民共和國税関が税関監督管理規定に違反した案件の貨物、物品価値計算照合弁法（意見募集案）」がパブリックコメントを募集する... 8
- 11 項のメカニズムが長江デルタ地域の検査検疫大通关を保障する..... 8
- 「独占禁止法」施行関連情報..... 9
- 上海市の多国籍会社地区本部に関する政策変化の簡潔な分析..... 9

一、相关新法令、新政策

● 上海市企业安全生产风险抵押金管理实施办法

【发布单位】上海市财政局等三部门
 【发布文号】沪财企〔2008〕30 号
 【发布日期】2008-07-14
 【实施日期】2008-07-14
 【提 示】根据该办法，上海市区域内的交通运输、建筑施工，以及危险化学品生产、经营、储存、使用和废弃物处置企业等六类企业应根据该办法的规定到指定代理银行存储安全生产风险抵押金，专项用于本企业发生生产安全事故后的抢险、救灾和善后处理（企业投保商业性安全责任险的，可以不存储安全生产风险抵押金。）。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai15476.html>

● 关于促进服务业发展的若干意见

【发布单位】国家工商行政管理总局
 【发布文号】工商企字〔2008〕150 号
 【发布日期】2008-07-15
 【提 示】该意见要求通过放宽服务业市场准入等措施，促进服务业发展，其中包括：

| | |
|------|--|
| 市场准入 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 服务业企业将遵守统一的准入登记标准、程序和要求，不再区分外资与内资、本地企业与外地企业。 ○ 凡法律、行政法规未禁止非公有制经济经营的服务行业和项目，都允许经营。 ○ 对法律、行政法规和国务院决定未设定，但一些部门和地方自行设定的服务业企业登记前置许可项目，各级工商行政管理机关一律停止执行。 |
|------|--|

一、関連する新法令、新政策

● 上海市企业安全生产风险抵押金管理实施办法

【発布機関】上海市財政局等 3 部門
 【発布番号】滬財企〔2008〕30 号
 【発 布 日】2008-07-14
 【施 行 日】2008-07-14
 【コメント】本弁法によると、上海市区域内の交通輸送企業、建築施工企業、危険化学品を生産し、取扱い、保管し、使用する企業、廃棄物処理企業を含む 6 タイプの企業は、本弁法の規定に基づき指定代理銀行へ安全生産リスク抵当金を備蓄し、同企業に安全上の事故が発生した場合の応急措置、救済及び善後策に使用しなければならない。（企業が商業性安全責任保険に加入している場合は、安全生産リスク抵当金を備蓄しなくてもよい。）

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai15476.html>

● サービス業の発展を促進することについての若干の意見

【発布機関】国家工商行政管理総局
 【発布番号】工商企字〔2008〕150 号
 【発 布 日】2008-07-15
 【コメント】本意見は、サービス業の市場参入を緩和する等の措置を通して、サービス業の発展を促進することを求めているが、具体的には次の内容が含まれる。

| | |
|------|--|
| 市場参入 | <ul style="list-style-type: none"> ○ サービス業企業は統一した参入登記基準、手続及び要求を遵守し、外資と内資、当地企業と外地企業の区別をなくす。 ○ 法律、行政法規にて非公有制経済経営が禁止されていないサービス業及びプロジェクトは、いずれも経営を認める。 ○ 法律、行政法規及び國務院の決定では設定されていないが、一部の部門及び地方が自ら設定したサービス業企業の登記前置許可項目については、各レベルの工商行政管理機関はいずれも執行を停止する。 |
|------|--|

| | |
|----------|--|
| 企业名称 | 鼓励服务业企业名称体现行业特点, 允许使用表明其服务内容和方式的服务方式的新兴行业用语作为行业表述。 |
| 注册资本 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般性服务业企业降低注册资本最低限额, 除法律、行政法规另有规定的, 一律降低到 3 万元人民币。 ○ 支持投资人以知识产权等非货币财产出资设立服务业企业, 非货币财产出资比例最高可达企业注册资本 70%。 |
| 经营范围 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 对《国民经济行业分类》未包含的服务业一般经营项目, 工商主管部门可根据企业申请, 灵活核定能体现其行业和服务特点的经营范围。 ○ 申请从事服务外包业务的企业, 其经营范围可使用“以服务外包方式从事”字样登记。 |
| 连锁经营 | 除有特殊规定外, 服务业企业设立连锁经营门店可持总部的连锁经营相关文件和登记材料, 直接到门店所在地工商主管部门申请办理登记手续。 |
| 对外资企业的措施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 简化外商投资服务业企业多级分支机构登记程序, 企业申请在分公司下设营业性分支机构的, 除有特殊规定外, 无须提交商务主管部门的批准文件, 由企业或经其授权的分公司直接向分支机构所在地有外商投资企业核准登记权的工商主管部门申请登记, 并向分公司登记机关备案。 ○ 对符合条件的国家级经济技术开发区, 可授予其工商主管部门外资登记核准权。 |

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.saic.gov.cn/zwxq/zwdt/zyfb/t20080728_43275.htm

● 关于 2008 年深化经济体制改革工作的意见

【发布单位】国务院办公厅
【发布文号】国办发〔2008〕103 号
【发布日期】2008-07-22
【提示】该意见规定了中国 2008 年经济体制改革的 9 大重点任务, 其中包括:

| | |
|------------|--|
| 企业名称 | サービス業の企業名称は業種の特徴を表すことを奨励し、そのサービス内容とサービス方式を表す各種新興の業種用語を業種の表現として使用することを認める。 |
| 登録資本金 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的なサービス業企業の登録資本金最低限度額を引き下げ、法律、行政法規で別段の規定がある場合を除き、一律に 3 万人民元へと引き下げる。 ○ 投資者が知的財産権等の非貨幣資産をもってサービス業企業の設立に投資することを支持し、非貨幣資産による出資比率は最高で企業登録資本金の 70%に達してよい。 |
| 経営範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「国民経済業種分類」に含まれていないサービス業の一般経営プロジェクトに対し、工商主管部門は企業の申請に基づき、その業種及びサービスの特徴を表す経営範囲を弾力的に査定できる。 ○ サービスのアウトソーシング業務の取扱を申請する企業は、その経営範囲に「サービスのアウトソーシングによる取扱い」という文言を使用し登記することができる。 |
| チェーン経営 | 特殊な規定がある場合を除き、サービス業企業がチェーン経営店を設立する場合、本部のチェーン経営に係わる書類及び登記資料をもって、直接に店舗の所在地の工商主管部門に赴き登記手続を申請することができる。 |
| 外資企業に対する措置 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 外商投資サービス企業の多レベルの分支機構の登記手続を簡素化し、企業が分公司の下に営利性分支機構を設置する場合、特殊な規定がある場合を除き、商務主管部門の許可書類を提出しなくてよく、企業又は企業が授権した分公司が直接に分支機構の所在地の外商投資企業認可登記権のある工商主管部門に登記を申請し、同時に分公司の登記機関に届出を行う。 ○ 条件に適合する国家級経済技術開発区に対しては、その工商主管部門に外資登記認可権を付与することができる。 |

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.saic.gov.cn/zwxq/zwdt/zyfb/t20080728_43275.htm

● 2008 年の経済体制改革作業を推進することについての意見

【発布機関】国务院弁公庁
【発布番号】国弁発〔2008〕103 号
【発布日】2008-07-22
【コメント】本意見は、中国の 2008 年経済体制改革の 9 つの重大任務について規定を行うものであり、その中には次の内容が含まれる。

| | |
|------------|---|
| 推进税收制度改革 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 制定企业所得税法相关配套政策; ○ 推进资源税制度改革; ○ 研究建立综合与分类相结合的个人所得税制度; ○ 研究制订在全国范围内实施增值税转型改革的方案; ○ 研究推进房地产税制改革; ○ 研究开征环境保护税。 |
| 促进非公有制经济发展 | 放宽和规范非公有制经济在市场准入、财政税收、信用担保和金融服务等方面的政策措施。 |
| 完善利用外资管理体制 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 简化外商投资审批程序,下放审批权限; ○ 贯彻实施新的外商投资产业指导目录,修订中西部地区外商投资优势产业目录; ○ 健全外资并购安全审查机制; ○ 扩大服务外包鼓励政策的试点范围,完善促进服务外包产业发展的部际工作机制。 |

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.gov.cn/zwqk/2008-07/29/content_1058643.htm

| | |
|----------------|--|
| 租税制度改革の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業所得税法の関連政策の制定 ○ 資源税制度改革の推進 ○ 総合的内容と分類内容とが結合した個人所得税制度の制定の研究 ○ 全国範囲内で実施する増値税改革方案の制定の研究 ○ 不動産税制改革の推進の研究 ○ 環境保全税の徴収の研究 |
| 非公有制経済発展の促進 | 非公有制経済の市場参入、財政税收、信用保証及び金融サービス等の方面での政策措置を緩和し、規範化する。 |
| 外資を利用した管理体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 外商投資審査許可手続を簡素化し、審査許可権を委譲する。 ○ 新しい外商投資産業指導目録の実施を貫徹し、中西部地域の外商投資優勢産業目録を改正する。 ○ 外資による買収合併の審査メカニズムを健全化する。 ○ サービスのアウトソーシング政策の試行範囲を拡大し、サービスのアウトソーシング産業の発展を促進する作業メカニズムを整える。 |

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwqk/2008-07/29/content_1058643.htm

- [关于推迟执行 2008 年第 17 号公告（关于海关特殊监管区域企业双重身份管理问题）](#)

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署公告 2008 年第 50 号

【发布日期】2008-07-23

【实施日期】2008-07-23

【提 示】海关总署之前下发的 2008 年第 17 号公告(关于海关特殊监管区域企业双重身份管理问题,原规定自 2008 年 05 月 01 日起实施),推迟到 2008 年 12 月 01 日起执行。相应地,目前中国所有海关特殊监管区域内已经取得“进出口收发货人”和“报关企业”双重身份的企业,其双重身份继续保留到 2008 年 12 月 10 日。

【相关法令全文】请点击以下网址查看:

关于推迟执行 2008 年第 17 号公告

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info120980.htm>

2008 年第 17 号公告

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info103953.htm>

- [2008 年第 17 号公告\(税関特殊監督管理区域の企業の二重身分管理問題\)の執行を延期することについて](#)

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署公告 2008 年第 50 号

【発布日】2008-07-23

【施行日】2008-07-23

【コメント】税関総署が前回発令した 2008 年第 17 号公告(税関特殊監督管理区域の企業の二重身分管理問題について、当初は 2008 年 5 月 1 日からの執行と定められていた)は 2008 年 12 月 1 日からの執行に延期された。これに伴い、現在、中国のすべての税関特殊監督管理区域内ですべてに「輸出入荷受人・荷送人」と「通関企業」という二重の身分を取得している企業は、その二重身分は 2008 年 12 月 10 日まで保留されることになる。

【関係する法令全文】記の URL をクリックしてください。

2008 年第 17 号公告の執行を延期することについて

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info120980.htm>

2008 年第 17 号公告

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info103953.htm>

● 中华人民共和国海关进出口商品规范申报目录（2008年版）

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署公告 2008 年第 51 号

【发布日期】2008-07-24

【实施日期】2008-08-01

【提 示】海关总署制定了 2008 年版《中华人民共和国海关进出口商品规范申报目录》，并将自 2008 年 08 月 01 日起施行。进出口货物收发货人及其代理人报关时应按照该目录中关于规范申报商品品名、规格的要求，填制报关单并依法办理通关手续。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info120984.htm>

● 2008 年版「中华人民共和国税関輸出入商品規範申告目録」を実施することについて

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署公告 2008 年第 51 号

【発布日】2008-07-24

【施行日】2008-08-01

【コメント】税関総署は 2008 年版「中華人民共和國税関輸出入商品規範申告目録」を制定し、2008 年 8 月 1 日から施行する。輸出入貨物の荷受人・荷送人及びその代理人が通関を行う際は、同目録中の商品の品名及び規格に関する規範申告の要求に基づき、通関表に記入し法により通関手続きを行わなければならない。

【法令全文】記の URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info120984.htm>

● 关于本市进一步加强奥运会期间安全生产工作的通知

【发布单位】上海市安全生产委员会办公室

【发布文号】沪安委办（2008）32 号

【发布日期】2008-07-24

【提 示】该通知要求奥运会期间，上海市相关部门加强企业安全生产监管。其中包括：

- 安全生产监管部门将加强对危险化学品生产、经营、储存、运输、使用、废弃物处置等各环节的监督检查；
- 公安、交通、铁路、民航、海事、港口等部门将开展交通安全检查，重点检查专业运输单位和危险化学品运输单位；
- 加强建筑施工现场管理；
- 加强商场超市等人员密集场所安全管理；
- 加强消防安全管理，检查重点为易燃易爆场所等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.shsafety.gov.cn/zfxxgk/xxml/ywxx/200807/t20080728_5454.html

● 上海市が五輪開催期間中の安全生産作業を一層強化することについての通知

【発布機関】上海市安全生産委員会弁公室

【発布番号】滬安委弁[2008]32 号

【発布日】2008-07-24

【コメント】本通知は、五輪開催期間中において、上海市の係る部門が企業の安全生産監督管理を強化するよう求めており、その中には次の事項が含まれる。

- 安全生産監督管理部門は、危険化学品の生産、取扱、保管、輸送、使用、廃棄物処理等の各段階での監督検査を強化する。
- 公安、交通、鉄道、民航、海事、港灣等の部門は、交通安全検査を実施し、専門の輸送企業及び危険化学品輸送企業を重点的に検査する。
- 建設施工現場の管理を強化する。
- デパートやスーパーマーケット等の人員が密集する場所の安全管理を強化する。
- 消防安全管理を強化し、可燃・起爆性のある場所を重点的に検査する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.shsafety.gov.cn/zfxxgk/xxml/ywxx/200807/t20080728_5454.html

● 关于本市进一步加强奥运会、残奥会期间危险化学品领域安全监管工作的通知

【发布单位】上海市安全生产监督管理局
 【发布文号】沪安监管危化（2008）158号
 【发布日期】2008-07-25

【提 示】该通知重申了奥运会、残奥会期间对危险化学品领域的一些安全监管措施，并对安全监管工作进行了一些新的部署，其中包括：

| | |
|-----------|--|
| 检查及专项整治措施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 加强对剧毒化学品储存仓库的监管，严格执行“五双”制度、出入登记和值班制度，严防超限、超量储存； ○ 从2008年08月开始，配合开展危险化学品储存企业重大危险源的安全现状评估，掌握重大危险源安全现状。 ○ 开展“反三违”（即，违章指挥、违章作业、违反劳动纪律）专项整治行动。 ○ 对上海市易制爆、剧毒、易制毒、重点管制化学品和其他危险化学品生产经营单位以及重要设施（包括储存仓库）开展高频度的集中督查。 |
| 禁运及停修措施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 2008年06月15日至10月15日期间，从上午10时至下午4时，禁止易燃易爆等危险化学品道路运输； ○ 开展易燃易爆危险场所检修施工安全专项整治，2008年08月05日至25日期间，除必须进行的抢修作业外，停止易燃易爆危险场所一切检修作业。 |

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.shsafety.gov.cn/zfxxgk/xxml/ywxx/200807/t20080728_5453.html

● 关于贯彻落实上海市人民政府关于奥运会期间本市停止和限制爆炸、剧毒、放射性危险物品的生产、销售、运输的通告的通知

【发布单位】上海市安全生产监督管理局
 【发布文号】沪安监管危化（2008）161号
 【发布日期】2008-07-29

【提 示】该通知重申了《关于奥运会期间本市停止和限制爆炸、剧毒、放射性危险物品的生产、销售、运输的通告》的相关规定，并规定2008年07月20日至08月25日期间，上海市安全

● 上海市が五輪、パラリンピック開催期間中における危険化学品分野の安全監督管理作業を一層強化することについての通知

【発布機関】上海市安全生产监督管理局
 【発布番号】滬安監管危化〔2008〕158号
 【発布日】2008-07-25

【コメント】本通知は、五輪、パラリンピック開催期間中における危険化学品分野の一部の安全監督管理措置について改めて言及し、安全監督管理作業について、一部新たな手配を行うものであるが、その内容は次の事項が含まれる。

| | |
|--------------|--|
| 検査及び個別取締措置 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 劇毒化学品保管倉庫に対する監督管理を強化し、「五双（必ず二人組で実施しなければならない5つの作業）」制度、出入り登記及び当番制度を厳格に執行し、超過保管を厳重に取締る。 ○ 2008年8月から、危険化学品保管企業の重大な危険源の安全状況の評価の実施とあわせ、重大な危険源の安全状況を把握する。 ○ 「3つの違反の禁止」（即ち、規則違反による指示、規則違反による作業、労働紀律違反）の個別取締を実施する。 ○ 上海市の起爆性、劇毒性、容易に麻薬及び向精神薬に転換され得る、重点管制対象の化学品及びその他危険化学品の生産経営企業及び重要施設（保管倉庫を含む）に対し、高い頻度で、集中的な監督を実施する。 |
| 輸送禁止及び修理停止措置 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 2008年6月15日から10月15日までの期間は、午前10時から午後4時まで、可燃性起爆性等の危険化学品の道路輸送を禁止する。 ○ 可燃性起爆性危険場所検査修理施工安全個別取締りを実施し、2008年8月5日から25日までの期間は、必ず実施しなければならない応急修理作業を除き、可燃性起爆性危険場所での一切の検査修理作業を停止する。 |

【法令全文】記のURLをクリックしてください。
http://www.shsafety.gov.cn/zfxxgk/xxml/ywxx/200807/t20080728_5453.html

● 五輪開催期間中において、上海市が爆発物、劇毒物、放射性危険物品の生産、販売、輸送を停止及び制限することについての上海市人民政府による通告を貫徹することについての通知

【発布機関】上海市安全生产监督管理局
 【発布番号】滬安監管危化〔2008〕161号
 【発布日】2008-07-29

【コメント】本通知は、「五輪開催期間中において、上海市が起爆物、劇毒物、放射性危険物の生産、販売、輸送を停止及び制限することについての通告」の係る規定について改めて言及し、同時に、2008年7月

生产监管局暂停受理新增剧毒化学品安全生产许可证、经营许可证申请。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

关于贯彻落实上海市人民政府关于奥运会期间本市停止和限制爆炸、剧毒、放射性危险物品的生产、销售、运输的通告的通知

http://www.shsafety.gov.cn/zfxxgk/xxml/ywxx/200807/t20080730_5463.html

关于奥运会期间本市停止和限制爆炸、剧毒、放射性危险物品的生产、销售、运输的通告

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai15440.html>

20日から8月25日までの期間中は、上海市安全生産監督管理局が劇毒化学品の安全生産許可証、經營許可証の新たな申請の受理を一時停止することについて規定した。

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。五輪開催期間中において、上海市が爆発物、劇毒物、放射性危険物品の生産、販売、輸送を停止及び制限することについての上海市人民政府による通告を貫徹することについての通知

http://www.shsafety.gov.cn/zfxxgk/xxml/ywxx/200807/t20080730_5463.html

五輪開催期間中において、上海市が爆発物、劇毒物、放射性危険物品の生産、販売、輸送を停止及び制限することについての通告

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai15440.html>

● 关于在出口与收汇主体不一致情况下实施联网核查有关问题的通知

【发布单位】国家外汇管理局综合司

【发布文号】汇综发〔2008〕122号

【发布日期】2008-07-28

【提示】该通知针对因专营商品或经批准的总、分（子）公司关系而发生收汇单位与出口单位不一致，导致银行无法对相应收汇进行出口收结汇联网核查的问题，进行了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=803020000000000000,28&id=4

● 輸出及び外貨受領の主体が一致しない状況においてオンライン検査を実施するにあたっての係る問題についての通知

【発布機関】国家外貨管理局綜合司

【発布番号】匯綜發〔2008〕122号

【発布日】2008-07-28

【コメント】本通知は、商品を独占的に取扱い、又は許可を受けた本社、分（子）会社の関係により発生する外貨受領主体と輸出主体が一致しないことによって、銀行が係る受領外貨について輸出時の外貨決済のオンライン検査を行うことができなくなった問題に対し、規定を行っている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=803020000000000000,28&id=4

● 关于调整纺织品服装等部分商品出口退税率的
通知

【发布单位】财政部、国家税务总局

【发布文号】财税〔2008〕111

【发布日期】2008-07-30

【实施日期】2008-08-01

【提示】该通知对部分商品的出口退税率进行了调整，具体如下：

| | |
|--------------|--|
| 出口退税率 的调整 | <p>自 2008 年 08 月 01 日起：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 将部分纺织品、服装的出口退税率由 11% 提高到 13%；将部分竹制品的出口退税率提高到 11%； ○ 取消部分农药产品、涂料产品和电池产品等的出口退税。 |
| 过渡措施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 涉及取消出口退税的商品，企业在 2008 年 08 月 01 日之前已经签订出口合同且价格不能更改的，可在 2008 年 08 月 15 日之前持合同到当地主管 |

● 紡績品アパレル等一部の商品の輸出時の税金還付率を調整することについての通知

【発布機関】財政部、国家稅務總局

【発布番号】財稅〔2008〕111

【発布日】2008-07-30

【施行日】2008-08-01

【コメント】本通知は、一部の商品の輸出時の税金還付率について調整を行っており、具体的には次の通りである。

| | |
|--------------|--|
| 輸出時の税金還付率の調整 | <p>2008 年 8 月 1 日から次の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一部の紡績品、アパレルの輸出時の税金還付率は 11% から 13% に引き上げ、一部の竹製品の輸出時の税金還付率は 11% に引き上げる。 ○ 一部の農薬製品、塗料製品及び電池製品等の輸出時の税金還付を取消す。 |
| 移行期間の措置 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸出時の税金還付を取消す商品については、企業は 2008 年 8 月 1 日より前にすでに輸出契約を締結し、価格を変更できない場合、2008 年 8 月 15 日までに契 |

| | |
|--|--|
| | <p>出口退税的税务机关登记备案。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 经备案的出口合同，在 2009 年 01 月 01 日 之前报关出口的，可按调整前的退税率执行。 ○ 逾期未能备案的以及 2008 年 12 月 31 日 以后报关出口的，一律按调整后的出口退税率执行。 |
|--|--|

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/8045586.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- [《中华人民共和国海关办理违反海关监管规定案件货物、物品价值计核办法（征求意见稿）》征求意见](#)

为规范海关执法依据，海关总署起草了《中华人民共和国海关办理违反海关监管规定案件货物、物品价值计核办法（征求意见稿）》，并向社会公开征求意见，查看该征求意见稿全文，请点击以下网址：

http://www.siffa.org/zxdt/hdtz_detail.asp?id=116

（摘自 2008 年 07 月 25 日上海市国际货运代理行业协会网站）

- [11 项机制保障长三角检验检疫大通关](#)

日前，上海、江苏、浙江及宁波出入境检验检疫局共同签署了《长三角地区检验检疫机构合作备忘录》。根据备忘录，上海、浙江、宁波、江苏出入境检验检疫局将建立并实施直通放行制度合作机制，建立检验、检测、监管、执法等信息和资源的共享与合作机制。

（摘自 2008 年 07 月 28 日新华网）

| | |
|--|---|
| | <p>約をもって、当地の輸出時の税金還付を管轄する税務機関に赴き、登記届出を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 届出を行った輸出契約は、2009 年 1 月 1 日より前に輸出の通関を申請する場合、調整前の還付率で輸出時の税金還付を受けることができる。 ○ 期日を過ぎても届出が行われなかったもの、及び 2008 年 12 月 31 日以降に輸出の通関申請が行われたものについては、一律に調整後の還付率に基づき輸出時の税金の還付が行われる。 |
|--|---|

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/8045586.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

- [「中華人民共和国税関が税関監督管理規定に違反した案件の貨物、物品価値計算照合弁法（意見募集案）」がパブリックコメントを募集する](#)

税関による法令執行の根拠を規範化するため、税関総署は「中華人民共和国税関が税関監督管理規定に違反した案件の貨物、物品価値計算照合弁法（意見募集案）」を起草し、社会に向けパブリックコメントを募集しているが、当該意見募集案の全文をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

http://www.siffa.org/zxdt/hdtz_detail.asp?id=116

（2008 年 7 月 25 日付の上海市国際貨運代理業協会ウェブサイトより抜粋）

- [11 項のメカニズムが長江デルタ地域の検査検疫大通关を保障する](#)

先頃、上海、江蘇、浙江及び寧波の出入境検査検疫局が「長江デルタ地域検査検疫機構合作覚書」を共同で締結した。本覚書によると、上海、浙江、寧波、江蘇の出入境検査検疫局は直通での通関許可制度合作メカニズムを構築し、実施し、検査、テスト、監視、法令執行等の情報及び資源の共有と合作のメカニズムを構築するもようである。

（2008 年 7 月 28 日付の新華網ウェブサイトより抜粋）

● 《反垄断法》实施的相关资讯

日前，国务院根据《反垄断法》的相关规定，成立了反垄断委员会。主要职责是：研究拟定有关竞争政策；组织调查、评估市场总体竞争状况，发布评估报告；制定、发布反垄断指南；协调反垄断行政执法工作等。但对于更为关键的国务院反垄断委员会的组成和工作规则，尚未有进一步的披露。

《反垄断法》实施首日（即，2008年08月01日），北京四家防伪企业将国家质量监督检验检疫总局诉至北京市第一中级人民法院。这四家公司称，国家质量监督检验检疫总局在推广“中国产品质量电子监管网”的过程中，违反了《反不正当竞争法》和《反垄断法》，涉嫌行政垄断。该案成为《反垄断法》实施后的第一件诉讼案件。

（里兆律师事务所 2008年08月04日整理编写）

● 简析上海市跨国公司地区总部的政策变化

近期，上海市人民政府颁布了《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》（自2008年07月07日起施行；以下简称“《新规定》”）。《新规定》明令废止了上海市人民政府于2002年07月20日颁布施行的《上海市鼓励外国跨国公司设立地区总部的暂行规定》（以下简称“《旧规定》”）。律师注意到，与《旧规定》相比，《新规定》确定的上海市地区总部政策发生了一些变化。

需要指出是，《新规定》中的“地区总部”，不同于《关于外商投资举办投资性公司的规定》（中国商务部；自2004年12月17日起施行；后被中国商务部于2006年07月01日起施行的《关于外商投资举办投资性公司的补充规定》修订；以下简称“《投资性公司规定》”）第22条规定的“地区总部”：

- 前者是上海市外资委在上海市范围内认定的地区总部（以下简称为“上海市地区总部”），而后者是中国商务部在全国范围内认定的地区总部（以下简称为“商务部地区总部”）；
- 通常，上海市地区总部的认定标准低于商务部地区总部的认定标准；上海市地区总部可从事的经营范围也小于商务部地区总部可从事的经营范围。

根据《新规定》，对于上海市地区总部相关政策的主要变化，律师制表分析如下。需要指出的是，律师仅就上海市地区总部政策中最为重要的“认定条件”、“经营、管理和服务活动”和“主要优惠政策”三个方面进行比较分析；限于篇幅关系，对于“审查认定时限”、“资金管理”和“通关便利”等其他政策变化，在此不再赘述。

● 「独占禁止法」施行関連情報

先頃、國務院が「独占禁止法」の關係規定に基づき、独占禁止委員會を成立させた。主な職責は、競争に係わる政策制定の研究、市場の全体競争状況の評価、評価報告の公表、独占禁止に係わる指針の制定と発布、独占禁止に係わる行政の法令執行作業の調整などである。より肝心の國務院独占禁止委員會の結成と作業規則については、更なる開示は行われていない。

「独占禁止法」施行日初日（即ち、2008年8月1日）に、北京の偽造防止企業4社が国家品質監督検査檢疫總局を北京市第一中级人民法院に提訴した。これら4社は、国家品質監督検査檢疫總局は「中国製品の品質電子監視網」を推進する過程で、「不正競争防止法」及び「独占禁止法」に違反し、行政独占の疑いがあると指摘している。本件事は「独占禁止法」施行後の最初の訴訟事案となった。

（里兆法律事務所が2008年8月4日付で作成）

● 上海市の多国籍会社地区本部に関する政策変化の簡潔な分析

先頃、上海市人民政府は「上海市が多国籍会社地区本部設置を奨励する規定」（2008年7月7日から施行、以下「新规定」という）を公布した。「新规定」では、上海市人民政府が2002年7月20日に公布し施行された「上海市が外国の多国籍会社による地区本部設立を奨励することについての暫定規定」（以下「旧規定」という）を明文をもって廃止した。筆者は「旧規定」と比べ、「新规定」によって確定された上海市地区本部政策には幾つかの変化が見られることに気付いた。

注意すべきなのが、「新规定」にいう「地区本部」は「外商投資により投資性会社を開設することについての規定」（中国商務部、2004年12月17日から施行、その後、中国商務部が2006年7月1日から施行した「外商投資により投資性会社を開設することについての補充規定」によって改められたが、以下「投資性会社規定」という）第22条で定める「地区本部」とは異なっていることである。

- 前者は、上海市外資委が上海市範囲内で認定する地区本部（以下「上海市地区本部」という）であり、後者は中国商務部が全国範囲内で認定する地区本部（以下「商务部地区本部」という）である。
- 通常、上海市地区本部の認定基準が商务部地区本部の認定基準より低い場合、上海市地区本部が取扱うことのできる経営範囲も、商务部地区本部が取扱うことのできる経営範囲より狭くなる。

「新规定」に基づき、上海市地区本部の係る政策の主要な変化について、下表に分析する。筆者は、あくまでも上海市地区本部政策において最も重要な「認定

条件)、「経営、管理及びサービス活動」及び「主要特惠政策」という 3 つの方面で比較分析を行うものである。紙面の関係上、「審査認定の期限」、「資金管理」及び「通関の利便」等のその他の政策の変化については、省略する。

| 項目 | 《旧規定》的政策 | 《新規定》的政策 | 主要政策变化和簡要提示 |
|------|---|---|---|
| 認定条件 | <p>在上海市設立地区总部，应当符合以下条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 具有独立法人资格； ➢ 母公司的资产总额不低于 4 亿美元； ➢ 母公司已在中国投资累计总额不低于 3000 万美元； ➢ 在中国境内外投资或授权管理的企业不少于 3 个，且对其负有管理和服务职能； <p>符合上述条件的外商投资性公司，可以申请认定为地区总部；未设立投资性公司的，可以管理性公司的形式申请设立注册资本不低于 200 万美元的地区</p> | <p>已经设立的外商投资性公司，可以直接申请认定为地区总部；管理性公司申请认定地区总部，应当符合下列条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 母公司的资产总额不低于 4 亿美元； ➢ 母公司已在中国境内投资累计缴付的注册资本总额不低于 1000 万美元，且母公司授权管理的中国境内外企业不少于 3 个； ➢ 管理性公司的注册资本不低于 200 万美 | <p>已经设立的外商投资性公司，可以直接申请认定为上海市地区总部；</p> <p>【簡要提示】</p> <p>《旧規定》确立的申请上海市地区总部的投资性公司的认定条件，并无法与《投资性公司規定》确立的投资性公司三种设立条件中的任何一种予以完全对应。即，可能导致部分依据《投资性公司規定》在上海市设立的投资性公司，无法直接依据《旧規定》申请认定为上海市地区总部。此次，《新規定》的规定，避免了《旧規定》和《投资性公司規定》之间的前述矛盾。</p> <p>管理性公司申请认定上海市地区总部的标准调整。其中，将“母公司已在中国境内投资累计缴付的注册资本总额标准不低于 3000 万美元”+“在中国境内外投资或授权管理的企业不少于 3 个”的标准，调整为“母公司已在中国境内投资累计缴付的注册资本总额标准不低于 1000 万美元”+“在中国境内外投资或授权管理的企业不少于 3 个”、或者“母公司授权管理的中国境内外企业不少于 6 个”（此时，对母公司已在</p> |

| 項目 | 「旧規定」的政策 | 「新規定」的政策 | 主要な政策の変化及び簡潔なコメント |
|------|--|--|---|
| 認定条件 | <p>上海市に地区本部を設立する場合、次の条件に適合しなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 独立した法人資格を有すること。 ➢ 親会社の資産総額が 4 億米ドルを下回らないこと。 ➢ 親会社がすでに中国に投資した累計総額が 3000 万米ドルを下回らないこと。 ➢ 中国国内外で投資し又は管理を授権した企業が 3 社以上であり、かつそれらは管理及びサービス職能を有すること。 <p>上述の条件に適合</p> | <p>すでに設立した外商投資性会社は、直接に地区本部への認定を申請できる。</p> <p>管理性会社が地区本部への認定を申請する場合、次の条件に適合しなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 親会社の資産総額が 4 億米ドルを下回らないこと。 ➢ 親会社がすでに中国国内に投資した登録資本金の累計払込み総額が 1000 万米ドルを下回らず、親会社が管理を授権した中国国内外企業が 3 社以上であり、又は親会 | <p>すでに設立した外商投資性会社は、直接に上海市地区本部への認定を申請できる。</p> <p>【簡潔な紹介】</p> <p>「旧規定」で確立された上海市地区本部を申請する投資性会社の認定条件は、「投資性会社規定」で確立された投資性会社の 3 通りの設立条件中のいずれの条件とも完全には対応していない。即ち、一部の「投資性会社規定」を根拠に上海市に設立した投資性会社は、直接に「旧規定」を根拠に上海市地区本部への認定を申請することができなくなってしまうおそれがある。この度の「新規定」の規定により、「旧規定」と「投資性会社規定」との間の前述の矛盾を回避した。</p> <p>管理性会社が上海市地区本部への認定を申請する基準を調整した。そのうち、「親会社がすでに中国国内に投資した登録資本金の累計払込み総額基準が 3000 万米ドルを下回らない」+「中国国内外に投資し又は管理を授権した企業が 3 社以上」という基準は、「親会社がすでに中国国内に投資した登録資本金の累計払込み総額基準が 1000 万米ドルを下回らない」+「中国国内外に投資し又は管理を授権した企業が 3</p> |

| | | | |
|------------|---|---|---|
| | 总部。 | 元。 | 中国境内投资累计缴付的注册资本总额标准不做限定)。 【简要提示】 相比《旧规定》,《新规定》放宽了管理性公司申请认定上海市地区总部的认定条件。 |
| 经营、管理和服务活动 | <ul style="list-style-type: none"> - 投资经营决策; - 资金运作与财务管理; - 技术支持和研究开发; - 员工培训与管理; - 市场营销服务; - 信息服务; - 法律、法规、规章规定的其他经营、管理和服务活动。 | <ul style="list-style-type: none"> - 投资经营决策; - 资金运作和财务管理; - 研究开发和技术支持; - 国内分销及进出口; - 货物分拨等物流运作; - 承接本公司集团内部的共享服务及境外公司的服务外包; - 员工培训与管理。 | <ul style="list-style-type: none"> - 增加了上海市地区总部可以从事的经营、管理和服务活动: <u>国内分销及进出口; 货物分拨等物流运作; 承接本公司集团内部的共享服务及境外公司的服务外包;</u> - 【简要提示】 - 1) 《投资性公司规定》等法律法规颁布后,相关政策发生了变化; 因此,《新规定》需要调整相应政策; - 2) 对于增加“国内分销及进出口”业务: 根据《投资性公司规定》的相关规定,投资性公司可从事“进出口”业务和“国内分销”业务。律师理解,《新规定》可能据此增加了该业务; - 3) 对于增加“货物分拨等物流运作”业务: 根据《投资性公司规定》以及《外商投资国际货物运输代理企业管理办法》的 |

| | | | |
|---------------|--|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> - する外商投資性会社は、地区本部への認定を申請できる。投資性会社を設立していない場合、管理性会社の形式で登録資本金が200万米ドル以上の地区本部の設立を申請することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> - 社が管理を授権した中国国内外の企業が6社以上であること。 - > 管理性会社の登録資本金が200米ドル以上であること。 | <ul style="list-style-type: none"> - 社以上」、又は「親会社が管理を授権した中国国内外の企業が6社以上」(この場合、親会社がすでに中国国内に投資した登録資本金の累計払込み総額基準は限定しない)へと調整された。 - 【簡潔な紹介】 - 「旧規定」と比べ、「新规定」は管理性会社が上海市地区本部への認定を申請する認定基準を緩和している。 |
| 経営、管理及びサービス活動 | <ul style="list-style-type: none"> - 投資経営の意思決定 - 資金運営及び財務管理 - 技術サポート及び研究開発 - 従業員研修及び管理 - 市場マーケットサービス - 情報サービス - 法律、法規、規則に定めるその他の経営、管理及びサービス活動 | <ul style="list-style-type: none"> - 投資経営の意思決定 - 資金運営及び財務管理 - 研究開発及び技術サポート - 国内販売及び輸出入 - 貨物の配送等の物流運営 - 会社集团内部の共有サービス及び国外会社のサービスアウトソーシングの受託 - 従業員研修及び管理 | <ul style="list-style-type: none"> - 上海市地区本部が取扱うことのできる経営、管理及びサービス活動「<u>国内販売及び輸出入、貨物の配送等の物流運営、会社集团内部の共有サービス及び国外会社のサービスアウトソーシングの受託</u>」が追加された。 - 【簡潔な紹介】 - 1) 「投資性会社」等の法律法規が公布された後、係る政策に変化が生じたため、「新规定」は係る政策の調整が必要である。 - 2) 「国内販売及び輸出入」業務が追加されたことについては、「投資性会社規定」の係る規定に基づき、投資性会社は「輸出入」業務及び「国内販売」業務を取扱うことができる。筆者は、「新规定」ではこれに基づき当該業務が追加されたのだと理解する。 - 3) 「貨物の配送等の物流運営」業務が追加されたことについては、「投資性 |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>相关规定,相关企业可从事“货运分拨”等物流业务。律师理解,《新规定》可能据此增加了该业务;</p> <p>4) 对于增加“承接本公司集团内部的共享服务”业务:现行法律法规并未对“共享服务”的具体内容和范围予以明确规定。服务外包业务通常可以被认为属于共享服务的范畴;但是,对于管理、人事、财务等服务是否属于共享服务的范畴,目前尚无法确定。律师理解,“共享服务”的具体业务范围的不确定,可能会对上海市地区总部实际从事相关业务产生一定的不确定因素,但是,另一方面,也赋予了上海市地区总部一定的灵活操作空间;</p> <p>5) 对于增加“承接境外公司的服务外包”业务:根据《投资性公司规定》的相关规定,投资性公司可承接境外公司的服务外包业务。律师理解,《新规定》可能据此增加了该业务。(备注:根据相关法律法规规定,服务外包业务主要是指信息技术外包服务(ITO)和业务流程外包服务(BPO)。)</p> <p>— 删除了上海市地区总部可以从事</p> |
|--|--|--|

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>会社規定」及び「外国投資国際貨運代理企業管理弁法」の関係規定に基づき、関係企業は「貨運配送」等の物流業務を取扱うことができる。筆者は、「新规定」ではこれに基づき当該業務が追加されたのだと理解する。</p> <p>4) 「会社集团内部の共有サービスの受託」業務が追加されたことについては、現行の法律法規は「共有サービス」の具体的な内容及び範囲について明確な規定は行っていない。サービスアウトソーシングは、通常、共有サービスの範囲に該当すると見なされることができるが、管理、人事、財務等のサービスの範囲に該当するかどうかについては、現時点では確定できない。筆者は、「共有サービス」の具体的業務範囲が確定していないことは、おそらく上海市地区本部が実際に係る業務を取扱うにあたり不確定な要素を生じさせることになるものの、一方では、上海市地区本部に弾力的な余地を与えるものと解釈する。</p> <p>5) 「国外会社のサービスアウトソーシングの受託」業務が追加されたことについては、「投資性会社規定」の関係規定に基づき、投資性会社は国外会社のサービスアウトソーシング業務を受託することができる。筆者の理解で</p> |
|--|--|---|

| | | | |
|------|-----------------|------------------|---|
| | | | <p>的经营、管理和服务活动: 市场营销服务; 信息服务。</p> <p>【简要提示】</p> <p>1) 对于删除“市场营销服务”业务: 律师理解, “市场营销服务”业务通常可以被认为是已经被《新规定》增加的“国内分销”业务所涵盖; 因此, 通常不会对上海市地区总部继续从事市场营销服务业务产生不利影响;</p> <p>2) 对于删除“信息服务”业务: 律师理解, “信息服务”业务通常可以被认为是已经被《新规定》增加的“共享服务”和“服务外包”业务所涵盖; 因此, 通常不会对上海市地区总部继续从事信息服务业务产生不利影响。</p> |
| 主要优惠 | 在上海市设立的具有研究开发功能 | 新注册的投资性公司和管理性公司经 | 删除了按照规定享受高新技术企业优惠政策的规定; |

| | | | |
|------|------------------|------------------|---|
| | | | <p>は、「新规定」はこれに基づき当該業務を追加したのだと考える。(備考: 係る法律法規の規定に基づき、サービスアウトソーシング業務は主に情報技術サービス(ITO)及びビジネスプロセスアウトソーシングサービス(BPO)をいう。)</p> <p>上海市地区本部が取扱うことのできる経営、管理及びサービス活動である「市場マーケットサービス、情報サービス」が削除された。</p> <p>【簡潔な紹介】</p> <p>1) 「市場マーケットサービス」業務が削除されたことについては、「市場マーケットサービス」業務は、通常、「新规定」で追加された「国内販売」業務にカバーされると見なされるため、通常、上海市地区本部が市場マーケットサービス業務を継続して取扱うにあたってマイナスの影響はないものと筆者は考える。</p> <p>2) 「情報サービス」業務が削除されたことについては、「情報サービス」業務は、通常、「新规定」で追加された「共有サービス」及び「サービスのアウトソーシング」業務によってカバーされると見なされるため、通常、上海市地区本部が情報サービス業務を継続して取扱うにあたってマイナスの影響はないものと筆者は考える。</p> |
| 主要な特 | 上海市に研究開発機能を持つ地区本 | 新規登録した投資性会社及び管理性 | 規定に基づきハイテク企業の特恵政策を受けられる規定が削除された。 |

| | | | | | | | |
|----|--|--|---|-----|--|--|--|
| 政策 | <p>地区总部，可以按照规定享受高新技术企业优惠政策；</p> <p>在浦东新区注册的地区总部，可以按照规定享受浦东新区优惠政策；</p> <p>跨国采购中心和物流中心依照国家有关规定，经批准可以取得进出口经营权，出口货物可以享受退税政策。</p> | <p>认定为地区总部的，按照有关规定可以获得开办和租房的资助；</p> <p>地区总部具有经营管理、资金管理、研发、销售、物流及支持服务等综合性的营运职能，且对经济发展有突出贡献，取得良好效益的，按照有关规定可以获得奖励；</p> <p>地区总部的法定代表人等高级管理人员按照有关规定，可以获得地方政府的奖励；</p> <p>地区总部的法定代表人等高级管理人员可以按照《外国人在中国永久居留审批管理办法》，被优先推荐申办《外国人永久居留证》；</p> <p>地区总部需要在本市就业的外籍人员，可以向市劳动保障部门申请一并办理外国人《就业</p> | <p>【简要提示】 删除该规定，并不影响符合《高新技术企业认定管理办法》规定的上海市地区总部享受按15%的税率缴纳企业所得税等优惠政策。律师理解，具有研究开发功能的上海市地区总部更有可能满足相关认定条件。</p> <p>删除了按照规定享受浦东新区优惠政策的规定；</p> <p>【简要提示】 根据《中华人民共和国企业所得税法》以及《关于实施企业所得税过渡优惠政策的通知》等法律规定，浦东新区的企业所得税政策将由按15%的优惠税率征收逐步过渡为按25%的统一税率征收。</p> <p>删除跨国采购中心和物流中心可以取得进出口经营权，并享受出口退税政策的规定；</p> <p>【简要提示】 根据《投资性公司规定》的相关规定，投资性公司出口产品可按有关规定办理出口退税。律师理解，上海市地区总部可依据该规定享受出口退税政策。</p> <p>增加新设的上海市地区总部，可以享受开办和租房资助的政策；</p> <p>增加符合条件的上海市地区总部，可以获得政府奖励的政策；</p> <p>增加符合条件的上海市地区总部的法定代表人等高级管理人员，可以获得政府奖励、以及被优先推荐申办《外国人永久居留证》的政策；</p> | 惠政策 | <p>部进行设立，规定的基础上，高新技术企业优惠政策可以享受。</p> <p>浦东新区注册了地区总部，规定的基础上浦东新区的特惠政策可以享受。</p> <p>多国籍仕入センター及び物流センターは、国の関係規定に照らして、許可を受けた上で、輸出入経営権を取得することができ、輸出貨物は税金還付政策を受けることができる。</p> | <p>会社が地区本部に認定された場合、関係規定に基づき開設及び建物賃貸面での経済的援助を獲得できる。</p> <p>地区本部は経営管理、資金管理、研究開発、販売、物流及びサポートサービス等の総合的な運営機能を有し、経済発展に目立った貢献があり、良好な効果を取得できた場合、関係規定に基づき奨励を獲得することができる。</p> <p>地区本部の法定代表人等的高级管理職者は、関係規定に基づき、地方府の奨励を獲得できる。</p> <p>地区本部の法定代表人等的高级管理職者は、「外国人在中国永久居留審査批准法」に基づき、「外</p> | <p>【簡潔な紹介】 当該規定を削除したことは、「ハイテク企業認定管理弁法」の規定に適合する上海市地区本部が15%の税率で企業所得税を納付する等という特惠政策には影響しない。研究開発機能を有する上海市地区本部に係る認定条件を一層満たすことになると思はれる。</p> <p>規定に基づき浦东新区の特恵政策を受けられるという規定が削除された。</p> <p>【簡潔な紹介】 「中華人民共和国企業所得税法」及び「企業所得税過渡期特惠政策を実施することについての通知」等の法律規定に基づき、浦东新区の企業所得稅政策は、15%の特恵税率から徐々に25%の統一した税率で徴収が行われるよう移行する。</p> <p>多国籍仕入センター及び物流センターは輸出入經營権を取得でき、輸出時の税金還付政策が受けられるという規定が削除された。</p> <p>【簡潔な紹介】 「投資性会社規定」の関係規定によると、投資性会社が製品を輸出する場合、係る規定に基づき、輸出時の税金還付が受けられる。筆者は、上海市地区本部は当該規定を根拠に、輸出時の税金還付政策が受けられるものと思はれる。</p> <p>新設した上海市地区本部は、開設及び建物賃貸面での資金援助が受けられるという政策が追加された。</p> <p>条件に適合する上海市地区本部は、</p> |
|----|--|--|---|-----|--|--|--|

| | | |
|--|--|--|
| | <p>许可证》和《就业证》；地区总部及其设立的研发中心引进国内优秀人才的，可以优先办理本市户籍。</p> | <p>增加上海市地区总部需要在上海市就业的外籍人员可申请一并办理《就业许可证》和《就业证》（通常被称为“两证并办”）的政策；增加上海市地区总部及其设立的研发中心引进国内优秀人才，可以优先办理上海市户籍的政策。</p> <p>【简要提示】 需要指出的是，部分优惠扶持政策本身已经制定完成、并已经在相关领域中进行了实际操作，但是，相关优惠扶持政策并未被明确规定适用于上海市地区总部。此次，《新规定》的增加和明确，对上海市地区总部享受这些优惠扶持政策等，提供了有利的制度保障。</p> |
|--|--|--|

| | | |
|--|---|---|
| | <p>国人永住証」の申請手続を優先し推薦してもらうことができる。地区本部が本市で就業する外国籍人員を必要とする場合、市の労働保障部門にて「就業許可証」と「就業証」の手続を一緒に申請することができる。地区本部及び地区本部が設立するR&Dセンターが国内の優秀な人材を登用する場合、本市の戸籍を優先して手続することができる。</p> | <p>政府の奨励を獲得できるという政策が追加された。条件に適合する上海市地区本部の法定代表者等の高級管理職者は、政府の奨励を獲得でき、「外国人永住証」の申請手続きを優先的に推薦してもらえるという政策が追加された。</p> <p>上海市地区本部が上海市で就業する外国籍人員が必要な場合、「就業許可証」と「就業証」（通常、「2つの証明書の手続を並行手続」といわれる）の手続を一緒に申請できるという政策が追加された。</p> <p>上海市地区本部及び同本部が設立するR&Dセンターが国内の優秀な人材を登用する場合、上海市戸籍を優先的に手続することができるという政策が追加された</p> <p>【簡潔な紹介】 一部の特恵扶助政策自体はすでに制定を完了し、また係る分野において実際のオペレーションが行われているが、係る特恵扶助政策は上海市地区本部に適用すると明確に確定されてはいなかった。この度、「新规定」が追加され、明確化されたことで、上海市地区本部がこれらの特恵扶助政策を受けることについて、有利な制度保障を提供している。</p> |
|--|---|---|

综上，律师理解，《新规定》的颁布施行，充分体现了上海市政府对于外国跨国公司在上海市设立地区总部的鼓励和支持，对于外国跨国公司具有一定的指引作用。

以上から、「新规定」の公布施行は、外国多国籍会社が上海市に地区本部を設置することに関する上海市政府の奨励と支持を十分に表すものであり、外国多国籍会社にとってはガイドライン的役割をもつものであると筆者は考える。

此外，需要指出的是，在《新规定》颁布施行后，根据《旧规定》制定、且与《新规定》存在矛盾冲突之处的、目前尚未被明令废止的相关地方性法规（例如，《〈上海市鼓励外国跨国公司设立地区总部的暂行规定〉实施细则》和《关于〈上海市鼓励外国跨国公司设立地区总部暂行规定〉的若干实施意见》等），估计会被废止或修订，对于相关进展，律师后续将持续予以关注。

备注：

请点击以下网址，查看相关法令全文内容：

《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node11494/node12331/node12343/node18565/userobject26ai15389.html>

《上海市鼓励外国跨国公司设立地区总部的暂行规定》（已废止）

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node2404/node4947/node4948/userobject26ai330.html>

（里兆律师事务所 2008 年 08 月 01 日整理编写）

その他、「新规定」が発布施行された後は、「旧规定」に基づき制定され、「新规定」と矛盾箇所がある場合、現時点で廃止が定められていない係る地方性法規（たとえば、『上海市が外国の多国籍会社による地区本部設立を奨励することについての暫定規定』实施细则』及び『上海市が外国の多国籍会社による地区本部設立を奨励することについての暫定規定』についての若干の実施意見』等）は、廃止され又は改正されると思われるが、係る進展について、筆者は引き続き関心を払いたい。

備考：

係る法令全文の内容をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

「上海市が多国籍会社による地区本部設立を奨励することについての規定」

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node11494/node12331/node12343/node18565/userobject26ai15389.html>

「上海市が外国の多国籍会社による地区本部設立を奨励することについての暫定規定」（すでに廃止）

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node2404/node4947/node4948/userobject26ai330.html>

（里兆法律事務所が 2008 年 8 月 1 日付で作成）